

議案第 173 号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 1 月 28 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和 23 年川崎市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「所管に属する市費支弁の」を削る。

第 8 条第 5 項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
附則に次の 4 項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）

6 平成 29 年 4 月 1 日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 56 号。以下「県給与条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）第 5 条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号。以下「市給与条例」という。）

の適用を受けることとなったもの（以下「旧県費負担教職員」という。）が移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。）の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。

7 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないう国等の職員となり、第10条第2項の規定により、第5条の2第2項第2号に掲げる期間が第10条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であつて、移譲日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間として取り扱われるべき期間及び同日において県給与条例の規定により受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額を基礎として、同日における県条例の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。

8 市給与条例附則第26項から第28項までの規定による職務の級及び号給の切替えに伴う旧県費負担教職員の給料月額の減額は、この条例第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、同項の規定を適用する。

9 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないう国等の職員となったものの第10条第2項の規定の適用につ

いては、同項中「第20条第2項」とあるのは「職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）第7条の5第4項」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条第5項の改正規定及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第8条第5項第6号の規定は、退職職員（退職した川崎市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって求職活動に伴い前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第8条第5項第6号に掲げる退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたものについて適用し、退職職員であって同日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する旧条例第8条第5項第6号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、退職手当が支給される職員の範囲を改めること、雇用保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。